



Uターン後継者には 農業従事期間に特例

問 私は、来年60歳になります。高校卒業後一時農業に従事していたが、その後東京で会社勤めをしている息子を帰郷させ、その息子に農業を継がせたいと思

っています。

経営移譲するための後継者の要件は何ですか。

答 後継者移譲の相手方になるには、

- ① 農業経営主の直系卑属(長男・二女など、または養子)である。
 - ② 経営移譲日に、国民年金の第2号被保険者(厚生年金等)に加入しているサラリーマンでない。
 - ③ 経営移譲日まで引き続き3年以上農業に従事していた。
- これらの要件が、すべて整っていないければなりません。
- しかし、経営移譲者の世帯員でなくなった後、再びその世帯員となった後継者、つまり都会へ出て就職していたが勤めをやめて帰郷した俗にいうUターン

青年の場合には、③の要件が緩和されています。

農業従事期間が合計3年以上で、しかも経営移譲日まで引き続き6カ月以上の農業従事経験が必要で

す。従って、あなたの場合には、息子さんが帰農されてからあなたの60歳の誕生日まで6カ月以上あり、しかも過去の農業従事期間と合わせて3年以上あれば、60歳の翌月から年金が支給されます。60歳の誕生日までに3年に満たない場合は、3年を経過した日以降に経営移譲をしてください。

なお、農業高校を卒業した場合には、在学されていた3年間は農業従事期間とみなされます。

特例永住許可申請は おすみですか

申請期限 本年12月31日

申請できる人は、終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島、台湾出身の人たちとその直系の子孫として日本で生まれ引き続き在留している人たちです。

このような方は、永住許可の申請をすればすべて永住が許可されます。また、手数料は不要

です。まだ申請していない方は、最近の帰りの入国管理局へ申請してください。郵送による申請も可能です。

くわしくは、法務省入国管理局へお問い合わせください。

☎ 03-5800-4111



県庁案内 あたってのお願い

県では、9月9日(火)に庁内防災訓練を実施いたします。この訓練を実施に伴い、午前8時半から午前10時半まで県庁舎構内駐車場の一部が使用できなくなりますので、車での来庁はご遠慮くださるようお願いいたします。

建物に関する届出あれこれ

建築確認申請とは

また、その範囲は？

誰でも庭つきのマイホームに住むのは夢。

土地を買って、次は長年の夢である家の新築。さて、そこでどんな手続きが必要なのでしょう。

■建築確認申請の目的
台風や地震、火災等の災害に對して、建物が安全であることを見極めるためのものです。

■申請の必要な区域
横芝・古川・栗山
屋形(南川岸・立会)
鳥喰と北清水の一部

- 区域外で申請が必要な建物
- 不特定多数の者が集まる建物で総床面積が100㎡を超えるもの(映画館・集会所など)
- 3階以上または、総床面積500㎡を超えるもの(木造建築)

- 2階以上または、総床面積200㎡を超えるもの(木造以外)
- その他の届出

■建築工事の届け(新築または除去する床面積10㎡を超えるすべてのもの)

新築の際、以上のような必要な手続きを怠ると、建築中に中止命令を出されたり、罰則の処分を受けたりします。また、金融機関の融資が受けられないことにもなります。

10月11日から17日は、千葉県違反建築物防止週間です。

違反建築物は、近隣に対して迷惑を及ぼすだけでなく、建築物自体の防火、避難、構造などについても問題が生じます。この機会に建築規制に対する考えを深めてください。

道路標識についての意見募集

道路標識週間 10月6日～12日

そこで、道路標識について、日ごろ感じていることやお気づきの点などがありましたら、期間中にお知らせください。

連絡先 建設課(☎②1111内線53)

